

平成26年 議会運営委員会先進都市議会運営調査報告書 (A班)

1 調査年月日

平成26年 5月13日(火)～15日(木)

2 調査項目及び調査地

【調査項目】

- (1) 議会報告会、意見交換会等の運営手法について
- (2) 採決の賛否の公表について
- (3) 予算審査の在り方について
 - ・ 予算特別委員会等の構成について
 - ・ 議会における修正事例について
- (4) 担当部局のない請願・陳情の取扱いについて
- (5) その他議会運営に関する課題について
 - ・ 自由討議の実施について
 - ・ 委員長報告における質疑、討論等の取扱いについて
 - ・ 意見書案の提出方法について
 - ・ 一般質問における一問一答方式の運用について

【調査地】

香川県丸亀市
香川県観音寺市
岡山県総社市

3 派遣委員

委員長	三角 芳明
委員	内山 祥弘 (復命記録：観音寺市)
委員	岡 英彦 (復命記録：丸亀市)
委員	高間 専逸 (復命記録：総社市)
委員	宮川 正子
副議長	齊藤佐知子

4 調査報告書

別紙のとおり

5 その他

(1) 調査日程表

別紙のとおり

(2) 随行職員

議会事務局議事係	嶋中 健一
	壽福 愛佳

平成26年議会運営委員会先進都市議会運営調査日程

A班		三角芳明委員長、内山祥弘委員、岡英彦委員、高間専逸委員、 宮川正子委員、齊藤佐知子副議長、随行事務局（2名）（計8名）	
調査市	①香川県丸亀市 ②香川県観音寺市 ③岡山県総社市	人口約 11万人 人口約 6万3,000人 人口約 6万7,000人	議員定数 27人 議員定数 20人 議員定数 24人
行 程 概 要			
5月13日 (火)	江別市 → 新千歳空港 → 高松空港 → 丸亀市議会 午後 → 丸亀市		宿泊地 (丸亀市)
5月14日 (水)	丸亀市 → 観音寺市議会 午後 → 岡山市		宿泊地 (岡山市)
5月15日 (木)	岡山市 → 総社市議会 午前 → 岡山空港 → 新千歳空港 → 江別市		

調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会報告会、意見交換会等の運営手法について 2 採決の賛否の公表について 3 予算審査の在り方について <ul style="list-style-type: none"> ・予算特別委員会等の構成について ・議会における修正事例について 4 担当部局のない請願・陳情の取扱いについて 5 その他議会運営に関する課題について <ul style="list-style-type: none"> ・自由討議の実施について ・委員長報告における質疑、討論等の取扱いについて ・意見書案の提出方法について ・一般質問における一問一答方式の運用について
------	---

《香川県丸亀市》

1 丸亀市の概要

丸亀市は、香川県の中部、讃岐平野の中央に一部し、豊かな田園地帯が広がる市である。平成17年3月に丸亀市、綾歌町、飯山町が合併し、人口約11万人の新「丸亀市」が発足した。

現在の議員定数は27人であり、委員会は常任委員会が4委員会設置されており、特別委員会が決算特別委員会の他に行財政対策特別委員会、市庁舎整備等特別委員会、議会改革特別委員会が設置されている。また、この他、議会広報誌、議会のホームページ、意見交換会及び議会報告会を所掌する広報広聴委員会が設けられている。

2 議会報告会、意見交換会等の運営手法について

丸亀市議会では、平成24年3月に2年掛けて検討された議会基本条例が制定された。条例では市民に開かれた議会を目指すこととしており、最低でも年1回は議会報告会を開くことが取り決められた。平成24年4月に議会報告会実施要領を全員協議会で決定し、実施要領に基づいて議会報告会が行われている。

議会報告会は、これまで平成24年5月及び10月、平成25年11月の3回開催されている。議会報告会には全議員が出席し、平成25年開催時は2班構成となった。

班分けについては委員会構成などに配慮して広報広聴委員会が決定している。平成25年開催時の市民の参加人数は4カ所合計で253人となっている。

議会報告会の流れは、各常任委員会の委員長又は副委員長からそれぞれ5分から10分程度の報告を行った後に、質疑応答が行われるというものである。質疑応答の時間は60分程度であり、全体としてはおよそ1時間30分の時間を取っている。各委員会の報告内容は、広報広聴委員会が主体となり、各常任委員会へ依頼し、原稿を作成している。報告内容はできるだけ、市民生活に近いものを選択するように心がけているとのことである。また、質疑応答への受け答えについては議会や委員会で決まったことについて話すこととし、議員個人の意見は述べないこととなっている。

質疑応答で出された質問、意見、要望に関しては、後日作成される報告書にまとめられている。報告会の会場で回答できなかったものについても報告書内で回答が記載されている。また、市への要望については議長及び広報広聴委員長から市長へ伝えることとなっている。議会だよりやホームページにおいてもこれらの内容が掲載されている。

会場設営・運営等のほとんどは議員が行うが、会場の手配、会場への誘導、録音・写真などの記録、配布資料の準備などは事務局職員が行う。事前の広報については、議会だより、ホームページ、ポスター、チラシなどによって案内されている。また、議員が班分けを行い、街頭でチラシ配りも行っているとのことである。また、議員報告会用ののぼりも製作している。

議会報告会では参加者へアンケートを取っており、市政への要望のほかに、報告内容や説明手法について、開催日時や時間についての意見が寄せられている。

今後の課題として、開催場所や曜日・時間についての検討が必要と考えられているとのことである。

3 採決の賛否の公表について

議会だよりと市議会のホームページで全ての議案について全議員の賛否を公開している。

4 予算審査の在り方について

(1) 予算特別委員会等の構成について

4つの常任委員会に分割付託し審査している。議長を除く全議員が審査に参加することとなる。所属の委員会以外の議論にも各議員が参加したいという意見が出ており、特別委員会方式について検討中とのことである。

(2) 議会における修正事例について

直近5年程度では特に無い。

5 担当部局のない請願・陳情の扱いについて

請願は所管委員会に付託して審査、市内の個人・団体等から提出される陳情については所管委員会に付託して審査、必要と認める場合は請願と同様の扱いをすることとなっている。市外から郵送等により提出される陳情については議長が閲覧した後、事務局預かりとして保管している。

市に担当部局のない請願・陳情については、その都度、議会運営委員会等で協議して付託先の委員会を決定し審査している。

6 その他の議会運営に関する課題について

(1) 自由討議の実施について

自由討議は実施していない。

(2) 委員長報告における質疑、討論等の取扱いについて

質疑や討論の内容も含めて報告している。

(3) 意見書案の提出方法について

議会運営委員会に諮り、各党派全員の賛成によることを原則としている。

(4) 一般質問における一問一答方式の運用について

一問一答方式又は一括質問方式を質問者が選択できることとなっている。ほとんどの質問者が一問一答方式を利用している。一問一答方式における質問時間は答弁を含めて60分であり、質問回数に制限はない。質問は最初から質問席で行われる。

7 その他

議会基本条例において、議会報告会の条文とは別に、市民との意見交換の場を設ける規定が定められている。各委員会が個別の問題に対して現場へ話を聞きに行くような形をイメージしているとのことである。

また、政務活動費を用いた勉強会を議員有志で開催している事例がある。

《香川県観音寺市》

1 観音寺市の概要

観音寺市は、香川県の西南部に位置し、西は伊吹島などの島しょを有する瀬戸内海に面し、南は讃岐山脈を境に徳島県や愛媛県に面している。市の中央部には三豊平野が広がり、豊かな田園地帯となっており、河口付近に市街地が形成されている。また、三豊平野に多数点在するため池は、地勢の大きな特色となっている。

観音寺市は平成の大合併により、平成17年10月に旧観音寺市、旧大野原町および旧豊浜町が合併し、現在、人口約6万3千人で、西讃岐地域の中心都市として重要な役割を担っている。

2 議会報告会、意見交換会等の運営手法について

まず初めに、観音寺市議会は、平成17年の新「観音寺市」の誕生後、議会改革の検討をスタートさせ、その後、平成20年3月の議会改革プロジェクトチーム（議長の諮問機関）の設置により、議会基本条例制定、会議のインターネット配信および正副議長立候補制等が、検討項目の中間報告として示された。そして、平成21年6月に、全会一致により議会基本条例が制定された。

議会報告会は、この議会基本条例に基づいて平成22年5月から開催されているものであり、その企画運営は、平成22年3月に、“議会だより編集委員会”に替わって設置された“広報広聴常任委員会”により行われている。

議会報告会は、年に1回、市内3カ所で3日間で開催されており、2班に分かれ全議員が参加しているとのことである。内容としては、まず各委員会からそれぞれ約8分、全体で40分ほど、新年度予算や主要事業の概要および審議内容などの報告がなされ、その後、40～45分ほど、質疑応答や市政一般について意見を伺っているとのことである。終了後アンケートが実施され、その結果は、議会報告会で頂いた質問、意見への回答と共に、ホームページで公開されている。報告会の事前準備としては、各委員会からの報告は、広報広聴委員会において、各担当委員長が参加の上、内容の検討および資料の作成をしているとのことである。

課題としては、参加者の減少がみられるとのことであるが、昨年からは、各議員が参加者カードにより参加者を集めるなどの取組みもしているとのことである。

一方、観音寺市議会では、議会報告会とは別に、市議会主催の市民フォーラムを平成22年から計3回開催している。開催に至ったきっかけとしては、地域医療の課題について、公立（一部事務組合）の三豊総合病院から働きかけがあったのが端緒とのことである。1回目のテーマは「地域医療」についてであったが、その後、平成24年の2回目は「災害に強いまちづくり」、平成25年の3回目は「子育て環境」についてのテーマであった。企画運営は、議会報告会と同じく、広報広聴委員会が行っている。内容の構成としては、前半は講師による基調講演を行い、後半は議員や行政職員、当事者などをパネリストにパネルディスカッションを行っている。1回あたりの参加人数は200～250名とのことである。

議会報告会では、既に決定したことの一方的な報告になりがちのところ、市民フォーラムという形では、現在進行形の課題について市民と共に考え、合意形成および政策形成に結び付けていくことが期待され、大変参考になる取組みと思われる。

3 採決の賛否の公表について

観音寺市議会では、採決の賛否の公表について、全ての議案等について議員単位での賛否を、議会だよりおよび市議会ホームページにおいて公開している。賛否の理由については特に付していない。

3 予算審査の在り方について

予算審査の方法については、3月定例会では、当初および補正共に予算特別委員会に付託して審査される。予算特別委員会のメンバーは、議長を含む全議員である。質問の事前通告制は無く、持ち時間等の時間制限も無いとのことである。

他方、3月定例会以外では、複数の常任委員会に分割付託して審査される。

4 その他議会運営に関する課題について

(1) 一般質問の運用について

観音寺市議会では、平成17年の合併当初は、一般質問は、各会派1名の一括方式での代表質問のみ（関連質問あり）であり、個人質問はなかったが、その後、議会改革の検討により、平成19年3月から一問一答方式での個人質問が導入された。

3月定例会にのみ行われる代表質問は、初め演壇での一括質問、一括答弁の後、再質問以降は質問席で一問一答方式で行われる。一方、個人質問は初めから質問席で一問一答方式で行われている。いずれも、質問回数は無制限で、質問時間は60分で答弁時間も含むとのことである。

《岡山県総社市》

1 市の形態

岡山県南部に位置し、古代吉備文化発祥の地として栄えた。江戸時代以降門前町として発達、近年自動車部品の製造を始め内陸工業地帯、住宅都市として発展してきた。

平成17年3月22日には、総社市と山手村、清音村が合併し、新たに新総社市として発足。今後は地域の一体性を図りながら、それぞれの歴史と伝統を生かしたまちづくりを推進する。

2 市の概要

(1)面積 212平方km

(2)世帯数及び人口

世帯数 25,452世帯

人口 男32,917人 女34,814人 計67,731人

3 議会

議員定数 24名

常任委員会

・総務文教委員会 6人

・厚生委員会 6人

・産業水道委員会 6人

・建設消防委員会 6人

議会運営委員会 8人 (各委員会から委員長・ほか1名) +議長・副議長

4 議会報告会、意見交換会等の運営について

議会基本条例 第5条第5項「議会は、市民への報告及び市民との意見交換を行うため、1年に2回以上、議会報告を行うものとする。」に基づき、議会への市民参加を促進して議会の活性化を図るとともに、開かれた議会を具体化して、議会が有している情報を市民に積極的に公開し、説明責任を十分に果たす。また、市民の意見を広く聞き、得られた意見等について議会(委員会)内で議員同士が自由闊達に議論し、問題点や論点を明らかにしたり、意見を集約したりしていくことで、議会から政策形成や政策提案に反映させる。

(1)名称

議会報告会

・平成24年から開催

4か所で2日間(4中学校区19分館)

第1回平成24年(各会場へ議員全員)

3月22日(木) 19:00~21:00 昭和公民館4階会議室

23日(金) 19:00~21:00 西公民館2階会議室

24日(土) 10:00~12:00 消防庁舎3階会議室

25日(日) 19:00~21:00 消防庁舎3階会議室

第2回平成24年（議員全員が2班に分かれて）

11月4日（日）10:00～12:00 中央公民館池田分館
東公民館服部分館

11日（日）10:00～12:00 昭和公民館下倉分館
西公民館新本分館

第3回平成25年（全議員が2班に分かれて）

5月25日（土）10:00～11:30 昭和公民館富山分館
中央公民館常盤分館

14:30～16:00 中央公民館総社北分館
西公民館秦分館

第4回平成25年（全議員が2班に分かれて）

11月10日（日）10:00～11:30 山手公民館
清音公民館

14:30～16:00 西公民館久代分館
昭和公民館水内分館

第5回平成26年（議員全員で4～3班に分かれて）

5月17日（土）10:00～11:30 中央公民館総社分館
昭和公民館日美分館

14:30～16:00 東公民館三須分館
西公民館山田分館

5月18日（日）10:00～11:30 中央公民館朝尾分館
14:30～16:00 東公民館阿曾分館
西公民館神在分室

(2) 参加人数

・平均参加者は一会場17.5人ぐらいである。

＊今回7カ所の公民館分館を回ることで、全地区を一回りしすべての地区での開催を終える。

・参加議員は全員で、第1回は2班体制で、第2回～4回は所属委員会の偏りがな
いよう「くじ」等で議長班、副議長班班分けと場所わけを行った、第5回は所属委
員会に偏りがないうように、議長班・副議長班・議会運営委員長班・副委員長班の4
～3班に分け開催（議会事務局職員）

(3) 議会報告会に係る規定類の有無

総社市議会基本条例、第2章 市民と議会の関係（市民参加及び市民との連携）に
規定がある。

・議会報告会に至った経緯は、議員からの要望である。

・議会報告会の等の具体的なテーマ

①春は予算、秋は決算の報告

②議会運営（基本事項、請願・陳情）及び改革の取り組み（経過の）紹介。

③常任委員会や特別委員会の所管事務調査紹介

④意見交換

＊市政に物申すが多く、議会としての答弁しかできないものが多く、後日の返答
となるものもあった。

(4) 議会報告会の進め方・形式について

活動内容、常任委員会や特別委員会の取り組みの紹介・報告、その後意見交換。

- ・最近旬なテーマの絞り込み、たとえば「デマンド交通」「コミュニティー活動について」等、時々話題をテーマに15分パワーポイントでの説明、その後意見交換を1時間ぐらい行っている。
- ・意見交換については基本としてまずは議会に対してのもの、市政に対してのもの、全般の順で行っていく。
- ・議会フォーラムの開催、講演の後パネルディスカッション・意見交換会。
26年秋の開催フォーラムでは（内容は議員定数・報酬の予定）
- ・このほかに、外部講師によるフォーラムの開催、議員研修会も開催。
- ・セカンドステージとして各種団体との意見交換会開催も考えている。
報告会の予算は基本的に0円（議員による手作り）
フォーラムは、予算措置をしている。

(5) 議員が担当する役割

会場設営・受付・司会進行・報告事項説明・記録等・議員が主体的に実施。
議員による広報車での宣伝活動

(6) PR方法

議会だより、広報そうじゃ・市議会ホームページ・ケーブルテレビ回覧板チャンネル・ポスター・町内会長への回覧文書配布・記者クラブ。

(7) 市民からの意見、要望の取扱い

- ・意見は集約して公表（議会だより・市議会ホームページ等）
- ・今後の政策提言、今後の議会改革に活用
- ・所管委員会で所管事務調査を行い政策提案に活用する。
- ・市からの状況聞き取り、委員会としての考え方の集約等
→議会だより等への掲載

(8) 開催にあたり、特に工夫した点、特徴的な点

- ・小さな区域に分け会場を分けた（中学校区単位で公民館の分館単位）

5 議案等の採決に係る賛否の公表

- ・公表の対象
賛否の分かれた議案について全議員の賛否を掲載する。
- ・公表の方法
議会だより・市議会ホームページ（電子データ・議会ホームページ専用ページ）

6 予算審査

- ・当初予算：一般会計は予算特別委員会を設置し付託する。その後、常任委員会を単位とする各分科会で分割審査を行う。特別会計及び公営企業会計は所管の常任委員会へ付託する。
- ・補正予算：一般会計は担当の各常任委員会（4常任委員会）へ分割付託し審査する。特別会計及び公営企業会計は所管の常任委員会へ付託する。
- ・予算審査を行う委員会メンバー構成：議長を除く全議員で構成。

- ・議会における修正議決の有無：平成25年12月補正予算において、デマンド交通車両のラッピング委託料の減額修正を行っている。

7 請願・陳情の取扱いについて

- ・陳情・請願の受付期限
毎定例会の議会運営委員会開催日前日の午後5時まで。
- ・紹介議員の制限（申し合わせ）
所管委員会委員長は、紹介議員にならない。
常任委員会の委員及び議会運営委員は、原則として、その所管に関わる請願の紹介議員にならない。
国政レベルの問題等で市民に直接的に関係ないものについては、各議員においては「請願の紹介」や「陳情の指導」を自粛する。
急施を要する請願等は、臨時会においても付議する。
- ・請願の取扱い
議運で協議→所管委員会で付託審査する。
- ・陳情の取扱い（市内の個人・団体等から提出されたもの）
持参分は原則として請願と同様の取扱いをする。郵送分は書面の写しを全議員に配布する。
- ・陳情の取扱い（市外から郵送により提出されたもの）
書面の写しを全議員に配布する。
- ・市に担当がない請願・陳情の取扱い。
その都度、議会運営委員会等で協議して付託先の委員会を決定し、審査する。
- ・「請願・陳情に係る取扱いの基準」などの有無
総社市議会会議規則 第三章 請願 （第139条～第145条参照）

8 その他、議会運営に関する課題について

- ・自由討議の実施有無
有→委員会のみ
- ・自由討論実施方法
開会中に委員会の所管事務調査の案件に対する質疑終了後、必要があれば実施する。
実施の基準としては、委員長が必要と認めた案件に対して実施する。
- ・委員長報告における質疑、討論等の取扱い
質疑や討論の内容も含めて報告している。
- ・意見書案についての提出方法
会派制を取っていないので、全て議員提案（定数の1/12以上の賛成者）となる。
- ・一般質問における一問一答方式の運用について
一問一答方式のみ、質問時間40分答弁時間含まない。
質問の場所：平成22年より対面式質問席
- ・一般質問
通告方法と通告期間
議会初日の午後1時までに質問内容を文書で通告。

一般質問の通告内容

大項目と中項目・質問要旨通告（要旨は具体的にかつ詳細に記入）

・再質問の回数と代表質問制

再質問回数は無制限、代表質問制はなし